



島根県報

平成27年6月26日（金）

第2,711号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	2
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道 路 維 持 課）	4

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	5
都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	7

【特定調達公告】

島根県警察本部庁舎外1施設で使用する電気供給に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	7
--------------------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第479号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年 6 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーションめぐる	松江市西川津町4246番地 1	松江市西川津町2674番地 5	平成26年 5 月 12 日

島根県告示第480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年 6 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		変更年月日	
名 称	主たる事務所の所在地		名 称			所在地
			変更前	変更後		
松江保健生活協 同組合	松江市西津田八丁目 8 番10号	居宅介護支援	松江生協リハ	老健虹	松江市佐草町 456番地 1	平成27年 4 月 1 日
		通所介護	ビリテーショ			
		介護予防通所介護	ン病院			

島根県告示第481号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の10第 1 号の規定により告示する。

平成27年 6 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 輪	訪問介護	株式会社 輪	浜田市竹迫町2901番地	平成27年 6 月 22 日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第482号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 6 月 26 日

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト松江本店 島根県松江市乃白町496番 4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目601番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目601番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目601番地

(4) 変更の年月日

平成27年 4 月 1 日

2 届出年月日

平成27年 6 月 17 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第483号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 6 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト出雲店 島根県出雲市小山町468番地 4 外、渡橋町1174- 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目601番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目601番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目601番地

(4) 変更の年月日

平成27年 4 月 1 日

2 届出年月日

平成27年 6 月 17 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第484号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成 7 年法律第39号) 第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成27年 6 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定 年月日
県 道	江津港線	江津市江津町1212番 6 地先から同町1517番 1 地先まで	上り線	平成27年 6 月 26 日
		江津市江津町1216番 5 地先から同町913番 1 地先まで	下り線	

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成27年6月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水産業は、海面漁業生産量で14万トン（平成25年）、生産額で197億円（平成25年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な^は這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は、近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成26年1月から同年12月まで	46,000
2	まいわし	平成26年1月から同年12月まで	33,000
3	まさば及びごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	29,000
4	するめいか	平成26年4月から平成27年3月まで	若干

5	ずわいがに	平成26年 7 月から平成27年 6 月まで	若干
---	-------	------------------------	----

(2) 第一種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成27年 1 月から同年12月まで	40,000
2	まいわし	平成27年 1 月から同年12月まで	57,000
3	まさば及びごまさば	平成27年 7 月から平成28年 8 月まで	29,000
4	するめいか	平成27年 4 月から平成28年 3 月まで	若干
5	ずわいがに	平成27年 7 月から平成28年 6 月まで	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成26年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	44,000
2	まいわし	中型まき網漁業	32,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	28,000

(2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成27年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	38,000
2	まいわし	中型まき網漁業	56,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	28,000

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

る。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成27年 6 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

大田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

大田市仁摩町及び大田市温泉津町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、大田市建設部都市計画課、大田市仁摩支所市民生活課地域振興係及び大田市温泉津支所市民生活課地域振興係

4 縦覧期間

平成27年 6 月26日から同年 7 月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 6 月26日

島根県警察本部長 福 田 正 信

1 調達件名及び数量

島根県警察本部庁舎外1施設で使用する電気供給

(1) 島根県警察本部庁舎で使用する電気供給 (契約電力455キロワット 使用予定電力量2,009,600キロワット時)

(2) 島根県運転免許センターで使用する電気供給 (契約電力200キロワット 使用予定電力量423,700キロワット時)

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成27年4月16日

4 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社松江営業所 所長 川本 修司 島根県松江市東朝日町5番地1

5 落札金額 (総価)

40,879,116円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成27年2月27日